

新	旧
<p>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <p>2. いじめの定義</p> <p>(1) いじめとは</p> <p>この条文について、国の「<u>いじめの防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日文科科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日）</u>」には以下のとおり説明がなされており、区の条例を解釈する際も同様とする。</p> <p>（中略）</p> <p>また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。<u>けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。</u></p> <p>（中略）</p> <p>加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。<u>例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。</u></p> <p>（以下、略）</p> <p>3. いじめに関する基本的認識</p> <p>(3) いじめについての適切な理解と指導</p> <p><u>法に規定された「いじめ」は、いわゆる社会通念上の「いじめ」の範囲より極めて広く、その行為を受けた子どもが、心身の苦痛を感じた場合は「いじ</u></p>	<p>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <p>2. いじめの定義</p> <p>(1) いじめとは</p> <p>この条文について、国の「<u>いじめの防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日文科科学大臣決定</u>」には以下のとおり説明がなされており、区の条例を解釈する際も同様とする。</p> <p>（中略）</p> <p>また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。<u>けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。</u></p> <p>（中略）</p> <p>加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。<u>具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。</u></p> <p>（以下、略）</p> <p>3. いじめに関する基本的認識</p> <p>(3) いじめについての適切な理解と指導</p> <p>いじめは、「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違いであり、いじめの行為そのものが問題視されるべきである。いじめの背景を的確に考察</p>

め」に該当すると理解することが求められている。

また、いじめは「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違いであり、いじめの行為そのものが問題視されるべきである。いじめの背景を的確に考察しながら指導に当たることは当然のこととして、どんな理由があろうとも被害者の立場に立ち、いじめを行った子どもに対しては、毅然とした指導を行う。(以下、略)

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1. いじめの防止等のために北区が実施すべき施策

(1) 東京都北区いじめ問題対策連絡協議会の設置

(組織)

協議会は、教育委員会事務局教育振興部長、教育指導課長及び小学校長会、中学校長会、小学校PTA連合会、中学校PTA連合会、警察署(赤羽・王子・滝野川)、巣鴨少年センター、北児童相談所、育ち愛ほっと館、保護司会、民生委員児童委員協議会その他の代表により構成される委員20名以内をもって組織する。

(以下、略)

(4) 基本施策

①いじめの未然防止のための方策

○いじめに関する授業の実施

道徳の年間指導計画に基づき、「いじめ」にかかる内容の資料を扱った授業を実施するとともに、東京都教育委員会が作成した「いじめ防止教育プログラム」、映像教材等を活用して、特別活動において、「いじめ」に関する授業を実施する。

②いじめを早期に発見するための方策

○スクールカウンセラーの配置

区立小中学校に、スクールカウンセラーを配置するとともに、北区スクールカウンセラーをサブファミリー内の幼稚園や小中学校に巡回させ、活用することにより、幼・小・中の連携を図り、教育相談体制の充実を図る。

しながら指導に当たることは当然のこととして、どんな理由があろうとも被害者の立場に立ち、いじめを行った子どもに対しては、毅然とした指導を行う。

(以下、略)

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1. いじめの防止等のために北区が実施すべき施策

(1) 東京都北区いじめ問題対策連絡協議会の設置

(組織)

協議会は、教育委員会事務局次長、教育指導課長及び小学校長会、中学校長会、小学校PTA連合会、中学校PTA連合会、警察署(赤羽・王子・滝野川)、巣鴨少年センター、北児童相談所、育ち愛ほっと館、保護司会、民生委員児童委員協議会その他の代表により構成される委員20名以内をもって組織する。

(以下、略)

(4) 基本施策

①いじめの未然防止のための方策

○いじめに関する授業の実施

道徳の年間指導計画に基づき、「いじめ」にかかる内容の資料を扱った授業を実施するとともに、東京都教育委員会が作成した「いじめ防止教育プログラム」等を活用して、特別活動において、「いじめ」に関する授業を実施する。

②いじめを早期に発見するための方策

○スクールカウンセラーの配置

区立小中学校に、スクールカウンセラーを配置するとともに、北区スクールカウンセラーをサブファミリー内の幼稚園や小中学校に巡回させることにより、幼・小・中の連携を図り、教育相談体制の充実を図る。

⑥ネット上のいじめへの対策

○北区立学校携帯電話・スマートフォンの使い方の ルールの作成

子どもの健全育成やネットトラブル等の未然防止を図るため、携帯電話やスマートフォンの使い方のルールを作成し、望ましい使い方について、親子で話し合うきっかけとする。

○情報モラル教育についての研修会の充実
(以下、略)

⑦いじめの防止等の調査研究

○調査研究の推進

いじめの事案等をもとに、いじめの態様や背景、解決に向けた取組等について、いじめ問題対策委員会等と連携して調査研究及び検証を行い、その成果をいじめの防止等の対策に反映させる。

2. いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(略)

なお、その内容としては、おおむね、いじめの防止に向けての基本姿勢、いじめ対策のための校内組織の設置、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組、教育委員会や関係機関等との連携、保護者への連絡と支援・助言、懲戒権の適切な行使、学校評価の実施について記載するものとする。毎年度末に内容を見直し、次年度のものを作成する。

(2) 学校いじめ対策委員会の設置

区立学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、スクールカウンセラー等その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための委員会を置くものとする。いじめに対しては学校が組織的に対応することが重要である。教職員は、この委員会への報告・連絡を欠かさずに行う。

⑥ネット上のいじめへの対策

○情報モラル教育についての研修会の充実
(以下、略)

⑦いじめの防止等の調査研究

○調査研究の推進

いじめの事案等をもとに、いじめの態様や背景、解決に向けた取組等について、対策委員会等と連携して調査研究及び検証を行い、その成果をいじめの防止等の対策に反映させる。

2. いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(略)

なお、その内容としては、おおむね、いじめの防止に向けての基本姿勢、いじめ対策のための校内組織の設置、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組、教育委員会や関係機関等との連携、保護者への連絡と支援・助言、懲戒権の適切な行使、学校評価の実施について記載するものとする。

(2) 学校に設置する組織等

区立学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー等）その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。いじめに対しては学校が組織的に対応することが重要である。

(3) いじめの未然防止のための方策

- ①子どもの「居場所づくり」、「絆づくり」を行い、よりよい集団づくりに努める。
 - ②人権教育、道徳教育、法教育等を充実し、思いやりの心の育成や規範意識の醸成に努める。
 - ③分かる授業、全ての子どもが参加・活躍できる授業を工夫する。また、いじめに関する授業を、年間3回以上実施する。
 - ④異年齢集団間、異校種間の連携を深める。
 - ⑤いじめ問題に対する学校の取組評価をPDCAサイクルで行い、取組内容の検証を行う。
 - ⑥いじめの防止に向けて、年間3回以上の校内研修を行う。うち1回以上、「いじめ防止対策推進法」第28条に規定されている重大事態の定義等について理解を深める。
 - ⑦校長を中心とした組織体制を構築し、全教職員が一致協力した体制を確立するため、年度の始めの職員会議等で学校基本方針や学習規律、生活規律の指導の在り方について確認する。
 - ⑧子どもの不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等の活用を含め全ての教職員がいつでも子どもの相談に応じる体制を整備する。（「旧基本方針」の⑧の内容は削除）
 - ⑨学校だけでは対応できない事案において警察などの関係機関との「緊急時の連携」に備え、「日々の連携」（交通安全教室や防犯教室、地域の情報交換など）をするように心掛ける。（「旧基本方針」の⑨の内容は削除）
 - ⑩子どもが自主的に行う活動や各校が連携して取り組む活動など、自治的活動を支援する。
 - ⑪北区立学校の携帯電話・スマートフォンの使い方のルールに基づき、学校や家庭でルールを作成し、ネットトラブル等の未然防止を図る。
- (以下、略)

(3) いじめの未然防止のための方策

- ①子どもの「居場所づくり」「絆づくり」を行い、よりよい集団づくりに努める。
 - ②人権教育や道徳教育を充実し、思いやりの心の育成や規範意識の醸成に努める。
 - ③分かる授業、全ての子どもが参加・活躍できる授業を工夫する。
 - ④異年齢集団間、異校種間の連携を深める。
 - ⑤いじめ問題に対する学校の取組評価をPDCAサイクルで行い、取組内容の検証を行う。
 - ⑥全職員でいじめの理解について研修会を実施し、いじめの理解に努める。
 - ⑦校長を中心とした組織体制を構築し、全職員が一致協力した体制を確立するため、年度の始めの職員会議等で学校基本方針や学習規律、生活規律の指導の在り方について確認する。
 - ⑧職員会議、校内研究会などで、教職員の研修を継続的に実施する。（「新基本方針」で削除）
 - ⑨行事、会議を精選し、子どもと向き合う時間の確保に努める。（「新基本方針」で削除）
 - ⑩学校だけでは対応できない事案において警察などの関係機関との「緊急時の連携」に備え、「日々の連携」（交通安全教室や防犯教室、地域の情報交換など）をするように心がける。
 - ⑪子どもが自主的に行う活動や各校が連携して取り組む活動など、自治的活動を支援する。
- (以下、略)

(4) いじめを早期に発見するための方策

- ①普段から子どもへの態度や関わり方を工夫し、いじめの早期発見に努める。
- ②いじめを早期発見するために、年間4回以上(Q-U調査を含む) アンケート等定期的な調査及びその他の必要な措置を講じる。 アンケートの保存期間は3年間とする。
- ③いじめの相談を受けることができる相談体制を整備し、いつでも相談できる環境を構築する。学級担任等は、年間3回程度、個別に話を聞く機会を設ける。
なお、小学校第5学年の児童及び中学校第1学年の生徒を対象に、毎年度当初にスクールカウンセラーを活用した面接を実施する。

(5) いじめに対処するための方策

(略)

- ⑦いじめが解決した状況の後についても、子どもたちの様子を注意深く観察する。

3. 重大事態への対処の方策

(1) 重大事態の意味

イの「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。

ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行う。

また、子どもや保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、法第30条の規定に基づき、重大事態に迅速に対処するとともに、直ちに教育委員会に以下の内容について報告する。

(3) 重大事態への対処

教育委員会は、学校において重大事態が生じた場

(4) いじめを早期に発見するための方策

- ①普段から子どもへの態度や関わり方を工夫し、いじめの早期発見に努める。
- ②いじめを早期発見するために、アンケート等定期的な調査及びその他必要な措置を講じる。
- ③いじめの相談を受けることができる相談体制を整備し、いつでも相談できる環境を構築する。
なお、小学校第5学年の児童及び中学校第1学年の生徒を対象に、毎年度当初にスクールカウンセラーを活用した面接を実施する。

(5) いじめに対処するための方策

(略)

3. 重大事態への対処の方策

(1) 重大事態の意味

イの「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。

ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行う。

また、子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、条例第17条第1項の規定に基づき、重大事態に迅速に対処するとともに、直ちに教育委員会に以下の内容について報告する。

(3) 重大事態への対処

教育委員会は、学校において重大事態が生じた場

合は、発生から7日以内を目安にいじめ問題対策本部を立ち上げ、学校と一体的に当該重大事態に迅速かつ適切に対処するとともに、いじめ問題対策委員会に当該重大事態について事実関係を明確にするための調査を要請する。

なお、重大事態が生じた場合及びいじめ問題対策委員会が調査を行いその報告を受けた場合には、速やかに区長に報告する。

合は、対策本部を立ち上げ、学校と一体的に当該重大事態に迅速かつ適切に対処するとともに、対策委員会に当該重大事態について事実関係を明確にするための調査を要請する。

なお、重大事態が生じた場合及び対策委員会が調査を行いその報告を受けた場合には、速やかに区長に報告する。

※ _____ 改正箇所